

公 示 公 告

平成30年3月26日

次のとおり見積り合せを実施します。

最高裁判所

支出負担行為担当官

最高裁判所事務総局経理局長 笠 井 之 彦

- 1 件名 最高裁判所で使用する大型バスの借上及び運行業務
- 2 調達内容等
仕様書のとおり
- 3 仕様書の交付場所
〒102-8651 東京都千代田区隼町4番2号
最高裁判所事務総局経理局用度課運輸係
電話 03-3264-8669
- 4 見積書提出期限及び見積書提出場所等
別添「見積り合せ要領」のとおり

仕 様 書

1 件名

最高裁判所で使用する大型バスの借上及び運行業務

2 日程及び行程

(1) 日程

平成30年5月11日（金）午後半日

平成30年5月15日（火）午後半日

(2) 行程

最高裁判所発→皇居→最高裁判所着→うち1台は東京駅への送り

4 車両及び運行の条件等

(1) バスは、正席45・補助席8の53名が乗車可能であること。

(2) バスの高さは皇居門の関係で3.5m以下とする。

(3) 運転手以外の添乗員等の乗務は必要としない。

(4) 受注者は、道路運送法等の関連法規等を遵守し、適正に管理された車両で安全管理に万全を期すること。

(5) 受注者は、本業務の履行に当たって過失により損害を発生させたときは、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

(6) 受注者は、本業務を行うに当たり業務上知り得た情報を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。また、受託業務終了後も同様とする。

5 その他

(1) 業務の全部を第三者に委託することは、原則として禁止する。ただし、受注者が運行の一部を自社のバス等で手配できなくなった場合に限り、業務の一部を過去5年以内に営業停止処分を受けていないバス会社に第三者委託することについて、委託先の会社名、住所、委託を行う運行内容について記載した書面をもって申請し、発注者が上記4の条件を付して承諾した場合は、この限りではない。

(2) この仕様書に定めのない事項については、発注者及び受注者が協議して決定するものとする。

見積り合せ要領

件 名：最高裁判所で使用する大型バスの借上及び運行業務

最高裁判所

支出負担行為担当官

最高裁判所事務総局経理局長 笠 井 之 彦

1 一般事項

本見積り合せ要領（以下、「本要領」という。）は、最高裁判所（以下「裁判所」という。）が平成30年3月26日に公示公告した最高裁判所で使用する大型バスの借上及び運行業務（以下「業務」という。）に係る見積り合せに際して見積書提出者が了知し、遵守すべき事項等を規定したものです。

本要領の交付を受けた者は、裁判所から提供を受けた文書、データ等すべて（本要領のほか、追加資料を含む。以下、総じて「裁判所提示文書」という。）について、第三者（他の提出者を含む。）に漏らしてはならず、裁判所提示文書を本調達手続以外の目的（広告、宣伝、販売促進、広報を含む。）に使用してはなりません。

見積り合せに参加しようとする者は、本要領の内容を十分に了知の上、裁判所の調達条件のすべてを承諾して見積書を提出しなければなりません。

2 見積り合せに参加する者に必要な資格等

最高裁判所から指名の対象外とすることを定める措置を受けていないこと。

3 見積り合せに付する事項

(1) 件 名 最高裁判所で使用する大型バスの借上及び運行業務

(2) 業務内容等

別紙「仕様書」のとおり

(3) 見積書提出期限及び場所

ア 見積書提出期限

平成30年4月6日（金）正午（郵送又はファクシミリによる提出可）

※ファクシミリの場合は、追って原本を提出する必要があります。

イ 見積書提出場所

〒102-8651 東京都千代田区隼町4番2号

最高裁判所事務総局経理局用度課運輸係

4 参加者は、上記3(3)ア及びイのとおり見積書を提出してください。

なお、見積金額は、消費税課税業者については、消費税及び地方消費税の金額を必ず記載してください。

ただし、消費税課税業者が消費税及び地方消費税の課税金額を明示しない場合には、消費税及び地方消費税が含まれているものとして扱います。

5 見積書提出に関する条件

(1) 参加者は、国土交通大臣の許可を得て、道路運送法に定める一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けており、現在、事業の全部又は一部の停止を命じられている期間ではないこと。

(2) 平成17年国土交通省告示第503号「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するために講じておくべき措置の基準を定める告示」に基づき損害賠償責任保険契約又は損害賠償責任共済契約を締結している者であること。

6 見積書の提出期限（3(3)ア）を徒過した場合は、無効とします。

7 契約の相手方について

(1) 受注者は、見積書記載金額（消費税及び地方消費税金額を含む。）が、裁判所が定

めた予定価格以内で、最低の金額の見積りをした者とします。

- (2) 同額の見積書を提出した者が2者以上あるときは、その同額の見積書を提出した者において、別途指定する日時までに再度見積書を提出してもらい、前回の見積書の金額以下で、かつ、最低の金額の見積りをした者を受注者とします。
- (3) 上記(2)において、同額の見積書を提出した者が2者以上あるときは、別途指定する日時において、くじ引きにより受注者を定めます。この場合、くじを引かない者があるときは、これに代わって裁判所の指定した職員がくじを引きます。

8 照会

本要領の内容に関し、合理的と認められる照会は次の窓口で受け付けます。

なお、照会は書面によることとします。

(1) 受付窓口

〒102-8651 東京都千代田区隼町4番2号

最高裁判所事務総局経理局用度課運輸係

電 話 03-3264-8669 (ダイヤルイン)

FAX 03-3234-0923

(FAXによる場合は、事前に電話連絡をお願いします。)

(2) 受付時間

午前9時30分から正午まで及び午後1時から午後4時まで

(裁判所の休日を除く。)

(3) 照会締切

平成30年3月30日(金)午後4時

9 その他

見積書の作成及び提出にかかる費用等は、提出者の負担とします。